

選定調整スコアの加重平均に関して

2009 年 10 月 22 日

JCBL

2007年版デュプリケートブリッジの規則では、ディレクターの裁量権として選定調整スコアを加重平均する権利が与えられ、管轄団体の JCBL もその権利を認めました。

WBF法規委員会委員長の Ton Kooijman 氏による、『2007年版デュプリケート・ブリッジの規則注釈』（中谷忠義氏訳）（以下《2007年版規則注釈》と表記）の、第16条「正当な情報と不当な情報」の項目で解説されている内容について改めて説明します。

***** 《2007年版規則注釈》の抜粋 *****

第 16 条

例えば、ヘジテーションや相手からの質問に対するパートナーの予期しない回答などによりプレイヤが不当な情報を伝えた場合、通常 TD は行動を起こさない。一般的に、このようなケースは（自動的に）反則になるわけではない。反則になるのは、論理的な選択肢の中からヘジテーションや予期しない回答が示唆した可能性のある選択肢を選んだときである。予期しない回答がパートナー間で合意しているシステムと一致しない場合はそれ自体が違反になる。

違反が示唆した可能性のある行動をパートナーが選ばなければ反則は起きておらず、スコアに関して TD が決定する必要はない。

第16条B項は、「・・・選んではならない・・・」という言葉を使っている。これは、TD が実際のスコアの代わりに加重調整スコアを与える決定を行うときは、合法的なオークションでもそのコントラクトに到達できると判断した場合を除き、実際の結果のパーセンテージを加重選定スコアに反映させてはならない、という意味である。

***** 抜粋終了（波線は抜粋者強調） *****

具体的な例を考えましょう

1H - 2S - 3H - 3S

4H - p* - p - 4S

X //

*p にブレイクインテンポがあったことはテーブル上の 4人が認めました。結果は 4SX ダウン1。4H をプレイすると、40%でダウン 60%でメイクすると評価できるハンドでした。

4S をビッドしたプレイヤの言い分は、なるべく低い代でプレイしたかった。このハンドは 5S までは誰でも付き合うと主張しています。ディレクターは、はじめの機会に 4S をビッドするプレイヤは、会場で 8割以上いそうだが、3S をビッドしたプレイヤの 7割が pass をオークションの選択肢として考慮し、そのうち 2人に 1人は実際に pass を選択するだろうと判断しました。

正しい裁定は、4H メイク 60%と 4H ダウン 40%で加重平均することになります。

最初のコールで 4S を選ぶ人が多いかは関係ありません。

また、ブレイクインテンポが無かったときに 4H になる可能性が 35%程度（7割の半分）でしかないく、4S の可能性が 65%あったとしても 4S の可能性は加重平均に含まれません。

裁定の根拠としては次に示す第16条と第12条が重要です。規則本文を引用します。（波線は引用者強調）

第16条 正当な情報と不当な情報

B. パートナーから得た余計な情報

1. (a) プレイヤが例えば論評、質問、質問への回答、予想外のアラートやアラートしなかったこと、明白な躊躇、普通でないスピード、特別な強調、声の調子、身振り、動作、しぐさを通してコールやプレイを示唆する可能性のある余計な情報をパートナーに伝えたときは、このパートナーは論理的ないくつかの選択肢の中からこの余計な情報が別の選択肢の代わりに明らかに示唆した可能性のある選択肢を選んではならない。
- (b) 論理的な代わりの行動とは、そのパートナーシップのシステムを使用している当該レベルのプレイヤの間で、かなりの割合が真剣に考慮の対象とし、その中の何人かは選ぶと思われる行動である。

論理的な代わりの行動とは、「思いつくすべての選択」というわけでもなく「明らかに好ましい選択」でもありませんが少数派の意見を含むことを意味します。当該レベルのプレイヤとは実際のプレイヤがオーバービッダーであるなどの条件は考慮せず、そのレベルのプレイヤ全体から予想します。

今回は pass が論理的ないくつかの選択肢に含まれるとディレクターは判断しました。このケースでのブレイクインテンポは pass より 4S を明らかに示唆しているでしょう。従って 4S のビッドは反則行為ということになります。

第12条 ディレクターの裁量権

B. スコア調整の目的

1. スコア調整の目的は、非反則側の損害を補償し、また反則側が反則行為から得た利益すべてを取り去ることである。損害とは、反則行為のため、非反則側が反則行為が起きる前の時点で期待されていたより悪い結果を得ることである。ただし本条C項1(b)参照。

反則行為とは、pass のブレイクインテンポではなく 4S が第16条B項に違反したことです。ブレイクインテンポは《2007年版規則注釈》にあるように自動的に反則として扱うものではありません。つまり非反則者は 4H-p*-p の時点で期待できるスコアが保証されることになるので、加重平均のスコアに 4S の可能性が含まれることはありません。

最初に記した Ton Kooijman 氏の解説にあるとおり「実際の結果のパーセンテージを加重選定スコアに反映させてはならない」ということがおわかりいただけたでしょうか？

ちなみに「合法的なオークションでもそのコントラクトに到達できると判断した場合」というのは反則行為の選択をしなかった場合ですので、不当な情報が示唆していないコールをした後、違うオークション経過で結果的に同じコントラクトに到達できると判断した場合という意味になります（かなり珍しいケースです）。

《2007年版規則注釈》には第12条の別の解説として、「反則により引き起こされた損害（結果として生じた損害）とその後起きた損害とを区別し、結果として生じた損害を補償する。」など難しいケースや多くの規則が詳しく解説されていますので、是非読んで下さい。

JCBL ホームページの〔各種情報〕〔ブリッジの規則〕からダウンロードできます。